

諮問庁：防衛大臣

諮問日：平成27年11月26日（平成27年（行情）諮問第702号）

答申日：平成28年9月5日（平成28年度（行情）答申第280号）

事件名：「運用研究会（図上研究）について（通達）」の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「運用研究会（図上研究）について（通達）（統幕運1第113号。26.3.12）」（以下「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした決定は、妥当である。

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成27年7月6日付け防官文第10817号により防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 異議申立ての理由

異議申立人の主張する異議申立ての理由は、異議申立書並びに意見書1及び2の記載によると、おおむね以下のとおりである。

- (1) 本件対象文書につき、本件開示決定通知書で特定されたPDFファイル形式以外の電磁的記録形式が存在すれば、それについても特定を求める。
- (2) 本件対象文書の履歴情報が特定されていなければ、改めてその特定を求める。諮問庁は、情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）から「諮問庁の説明は事実を隠ぺいしようとしたものと外部から疑われても仕方のない不適切又は不十分なものであったと言わざるを得ず、極めて遺憾である」（平成22年度（行情）答申第75号）と批判されたことがあるように、不都合な事実を隠ぺいする危険があるから、この点については、審査会において直接確認することを求める。
- (3) 特定されたPDFファイルが本件対象文書の全ての内容を複写したものであるかの確認を求める。
- (4) 本件対象文書に「本件対象文書の内容と関わりのない情報」（平成24年4月4日付け防官文第4639号）として開示されなかった情報が存在するなら、改めてその特定と開示・不開示の判断を求める。

- (5) 原処分で一部不開示とされた部分につき、当該部分に記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。
- (6) 不開示部分の明示が不十分であるため、何頁の何行目から何行目という辺りまで不開示部分を特定・明示することを求める。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 経緯

本件開示請求は、「統幕運1第113号。*電磁的記録が存在する場合、その履歴情報も含む。」の開示を求めるものであり、処分庁は、これに該当する行政文書として本件対象文書を特定した。

本件開示請求に対しては、法10条2項を適用して平成27年7月6日まで開示決定等の期限の延長を行い、同日付け防官文第10817号により本件対象文書について一部開示決定（原処分）を行った。

本件異議申立ては、原処分に対してされたものである。

2 法5条の該当性について

本件対象文書中、写送付先、参加範囲等の一部及び主要研究項目の全てについては、自衛隊の運用に関する研究の実施要領に係る情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の特殊作戦における部隊運用に関する研究の内容及び進捗が推察され、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため原処分において不開示とした。

3 異議申立人の主張について

- (1) 異議申立人は、「他にも文書が存在するものと思われる。」と主張し、本件開示決定通知書で特定されたPDFファイル形式以外の電磁的記録形式が存在すれば、それについても特定するよう求めるが、原処分において特定した本件対象文書の電磁的記録は、PDFファイル形式とは異なるいわゆる文書作成ソフトにより作成された文書である。

なお、異議申立人は、処分庁が原処分における行政文書開示決定通知書においてPDFファイル形式の電磁的記録を特定したかのように述べるが、法その他の関係法令において、特定した電磁的記録の形式まで明示しなければならないことを義務付けるような趣旨の規定はないことから、原処分においては「PDFファイル形式」と電磁的記録の形式は明示していない。

- (2) 異議申立人は、「本件開示決定通知からは不明である」として、本件対象文書の履歴情報についても特定するよう求めるとともに、「平成24年4月4日付け防官文第4639号で示すような「本件対象文書の内容と関わりのない情報」との処分庁の勝手な判断は、法に反する」として、「本件対象文書の内容と関わりのない情報」についても特定し、開示・不開示を判断するよう求めるが、本件対象文書の履歴情報やプロパ

ティ情報等については、いずれも防衛省において業務上必要なものとして利用又は保存されている状態になく、法2条2項の行政文書に該当しないため、本件開示請求に対して特定し、開示・不開示の判断を行う必要はない。

(3) 異議申立人は、「本件対象文書が当初のファイル形式を変換して複写の交付が行われている場合、本件対象文書の内容が、交付された複写には欠落している可能性がある。」として、特定されたPDFファイルが本件対象文書の全ての内容を複写しているか確認するよう求めるが、原処分において特定した本件対象文書の電磁的記録はPDFファイル形式ではない。

なお、本件対象文書と開示を実施した文書の内容を改めて確認したところ、欠落している情報はなく、開示の実施は適正に行われていることを確認した。

(4) 異議申立人は、「記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。」として、一部に対する不開示決定の取消しを求めるが、本件対象文書の法5条該当性を十分に検討した結果、その一部が上記2のとおり同条3号に該当することから当該部分を不開示としたものであり、その他の部分については開示している。

(5) 異議申立人は、「何頁の何行目から何行目までという辺りまで不開示部分の特定がされないと審査会の審議における書面での申立に支障が生じる」として、原処分における不開示部分の更なる特定を求めるが、原処分において不開示とした部分は行政文書開示決定通知書により内容的に特定されており、当該通知書の記載に不備はない。

(6) 以上のことから、異議申立人の主張にはいずれも理由がなく、原処分を維持することが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ①平成27年11月26日 諮問の受理
- ②同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③同年12月9日 審議
- ④平成28年1月5日 異議申立人から意見書1及び2を收受
- ⑤同年8月8日 本件対象文書の見分及び審議
- ⑥同年9月1日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は、自衛隊における特殊作戦部隊の運用に関する研究会（以下「本件研究会」という。）の実施計画について統合幕僚長が発出した通達であり、処分庁は、その一部を法5条3号に該当するとして不開示

とする原処分を行った。

これに対し、異議申立人は不開示部分の開示等を求めており、諮問庁は原処分を維持することが適当としていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

2 不開示情報該当性について

本件対象文書の不開示部分には、本件対象文書の写しの特定の送付先、本件研究会の主要研究項目及び参加範囲等の一部に係る情報が記載されていることが認められる。

当該不開示部分は、これを公にすることにより、自衛隊の特殊作戦における部隊運用に関する研究の内容・関係部隊及び進捗が推察され、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示とすることが妥当である。

3 異議申立人のその他の主張について

異議申立人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条3号に該当するとして不開示とした決定については、不開示とされた部分は同号に該当すると認められるので、妥当であると判断した。

(第4部会)

委員 鈴木健太, 委員 常岡孝好, 委員 中曽根玲子